第七百八十八条の五を第七百八十八条の七とし、第七百八十八条の四を第七百八十八条の六とし、第七百八十八条の三を第七百八十八条の五とし、第七百八十八条の二の次に次の二条を加える。

（求職者支援課の所掌事務）

第七百八十八条の三　求職者支援課は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第二条に規定する特定求職者の職業の安定に関する事務及び同法第四条第二項に規定する認定職業訓練に関する事務をつかさどる。

（求職者支援室の所掌事務）

第七百八十八条の四　求職者支援室は、前条に規定する事務をつかさどる。

第八百一条中「国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部　国立障害者リハビリテーションセンター研究所発達障害情報センター」を「国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部　国立障害者リハビリテーションセンター研究所高次脳機能障害情報・支援センター　国立障害者リハビリテーションセンター研究所発達障害情報・支援センター」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十二号

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

八　法第六条第三項の規定による臨時の予防接種　様式第八

第九条の二第二号中「を収容し」を「が入所又は入院をし」に改める。

第十一条の二第一項第六号及び第十一条の四第一項第五号中「収容された」を「入所又は入院をした」に改める。

第十一条の七第五号中「又は令第十三条第三項」を「若しくは令第十三条第三項」に、「収容される」を「入所若しくは入院をする」に改める。

第十一条の九第二項第四号中「請求者」を「請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者以外の者であるときは、当該請求者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者であるときは、当該請求者が死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

第十一条の十五中「第十一条の九の」を「第十一条の九（第二項第五号を除く。）の」に、「配偶者」を「請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者であるときは、当該請求者」に、「死亡した者の死亡の当時胎児であつた子」と、「と生計を同じくしていた」とあるのは「によつて生計を維持していた」を「請求者（死亡した者の死亡の当時胎児であつた子を除く。）」に改める。

第十一条の二十第二項中「第十一条の九第二項」の下に「（第四号を除く。）」を加える。

様式第七の次に次の一様式を加える。

様式第八（第四条関係）

No.＿＿＿＿　予防接種済証（臨時）

住所
氏名
年　月　日生

予防接種を行つた年月日

第　回　年　月　日
第　回　年　月　日
第　回　年　月　日

都道府県
市町村長氏名　㊞

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第六条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の二号を加える。

五　障害児が令第四条第三項に規定する施設に入所又は入院をしたときは、その施設名及びその入所又は入院をした期間

六　障害児について特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の支給を受けたときは、その額及びその支給を受けた期間

第四条の次に次の一条を加える。

（令第四条第三項に規定する施設）

第四条の二　令第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は肢体不自由児施設

二　児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設における同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関

三　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設

四　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

第五条第一項に次の二号を加える。

四　請求者が令第五条第三項に規定する施設に入所又は入院をしたときは、その施設名及びその入所又は入院をした期間

五　請求者について特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給を受けたとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当の支給を受けたとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給を受けたときは、その額及びその支給を受けた期間